

## ツキノワグマの目撃状況や市の対応について

本年度は、ツキノワグマの目撃件数が増加しており、市街地での目撃も増えております。大迫町外川目地内や石鳥谷町大瀬川地内では人身被害も発生しており、引き続き注意が必要です。

本年度のツキノワグマの目撃状況や市の対応についてお知らせするとともに、被害に遭わないための対策についてお知らせいたします。

### ツキノワグマの目撃・被害状況と市の対応

#### ■目撃状況

- 市内における本年度のツキノワグマの目撃件数（10月22日現在）は、以下のとおりです。前年同期と比較して171件多くなっています。

	(令和5年度)	(令和4年度) ※令和4年度は10月末時点
▷花巻地域	254件	83件
▷大迫地域	24件	24件
▷石鳥谷地域	47件	48件
▷東和地域	28件	27件
計	353件	182件

- 市街地での出没も確認されており、10月4日に材木町地内で目撃されたツキノワグマの親子については、設置した罠で10月7日に全頭を捕獲し、市内の奥山に放獣しました。

#### ■人身被害の状況

- 本年度はこれまでに人身被害が3件発生しています。1件目は10月1日、大迫町外川目地内で男性1名、2件目は10月15日、同じく大迫町外川目地内で男性2名、3件目は10月22日、石鳥谷町大瀬川地内で男性1名がツキノワグマに襲われ、頭や顔、足、腕などに傷を負いました。

#### ■市の対応状況

##### 【広報活動】

- ツキノワグマの被害に遭わないための対策を市ホームページや広報紙で随時お知らせしています。
- 市街地等でのツキノワグマの目撃情報が市に寄せられた際には、市ホームページで原則として目撃場所を公開するとともに、市公式SNS（フェイスブック、エックス）、コミュニティFM、東和有線放送などでも目撃情報を発信し、注意喚起を図っています。また、関係機関（警察、消防、花巻市鳥獣被害対策実施隊、教育委員会等）と連携し、目撃場所付近の保育施設、学童クラブ、学校への情報提供や、日中の警戒パトロール、広報車による広報活動、行政区長への情報提供等を行い、人的な被害の防止に努めています。

##### 【体制】

- 花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害鳥獣の追い払いや捕獲活動を行うとともに、有害鳥獣対策支援員を任用して6月から10月の間、2人体制で週3日（月・水・金曜日）、ツキノワグマの目撃情報があった地域を重点的にパトロールしています。
- ツキノワグマが出没した際は、市農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が警察、花巻市鳥獣被害対策実施隊、市の関係部署へ速やかに情報共有を図る体制を整備し、初動対応を強化しています。
- 有害鳥獣の生態に詳しい専門家を有害鳥獣対策アドバイザーとして任用し、鳥獣対策に関する相談に対応するとともに、希望のあった地域に伺って有害鳥獣対策等の研修会も行っています。アドバイザーに相談したい方はお気軽にご相談ください。

##### 【緊急対策】

- 今月、材木町地内でツキノワグマが目撃された際には、警察等関係機関と相談の上、付近住民に不要不急の外出を控えるよう広報を行いました。また併せて、付近の小中学校に通う児童・生徒の通学時の安全を確保するために、保護者の皆様に車での送迎をお願いするとともに、送迎が難しい家庭には、市の公用車やバス、タクシーを配車し、人的な被害の防止に努めました。

## ツキノワグマの被害に遭わないため

### 【皆様をお願いしたいこと】

- ・不要不急の外出を控える
- ・ラジオなど音の出るものを携帯する
- ・ツキノワグマの行動が活発になる早朝、夕方は周囲に気を付け、森林のそばの農地は、ツキノワグマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の木の伐採を行う
- ・できるだけ単独での行動を避ける
- ・ツキノワグマを誘因する生ごみや野菜・果実の廃棄残渣や収穫後の放置果実を適切に処理・除去する
- ・ツキノワグマは収穫物の収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底する
- ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質や、コンポストの発酵臭もツキノワグマを誘因するため保管場所等に注意する
- ・墓地のお供えものは持ち帰る
- ・不要な果樹（柿、クリ等）は伐採を検討する

### 【もしクマに出遭ってしまった場合】

- ・あわてず、騒がずクマを刺激しない
- ・急に立ち止まったり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない（逃げると本能的に追いかけてきます）
- ・クマの動きを見ながらゆっくり後退する
- ・間近でクマに遭遇した場合はうつぶせで頭部をガードする
- ・クマやクマの出没した形跡を目撃した場合は、市役所（電話 24 - 2111）または花巻警察署（電話 23 - 0110）へご連絡ください。

### （参考）ツキノワグマの捕獲上限頭数

岩手県は、ツキノワグマによる被害を減少させるため、令和5年度の捕獲上限頭数を県全体で686頭に設定しています。これは、令和4年度の捕獲上限頭数の626頭より60頭多く、過去最多の捕獲上限頭数となっています。

ツキノワグマが出没した際の対応は、岩手県が定める「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」において、追払いが原則とされていますが、人身、農林業被害の防止を目的とする場合に捕獲が認められています。

ツキノワグマの捕獲の際には岩手県の許可が必要です。ただし、緊急時には県から花巻市に配分された頭数の範囲内で市の判断により捕獲することが認められています。市の判断で捕獲できる頭数は令和4年度、令和5年度とも28頭です。